

30 御発第 4165 号
平成 30 年 12 月 20 日

御代田町合併処理浄化槽
設置整備事業補助金交付申請者 各位

御代田町長 茂木 祐司



御代田町合併処理浄化槽設置整備事業における既製品基礎底板の使用について

日頃より当町の環境衛生行政にご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、近年浄化槽設置工事において、従来の鉄筋組みコンクリート打ちの基礎工や、鉄筋コンクリート製 PC 基礎底板を代用可能な、軽量基礎底板製品（以下「軽量基礎底板」とする。）の普及が進んでおります。

軽量基礎底板は浄化槽重量及びその上部荷重を支える浄化槽基礎の機能を満たしながら、従来製品に比べ薄く軽量であるため、施工時の取扱いを容易にする、掘削深さを浅くし地下水リスク減少等の効果が見込め、浄化槽の施工性を向上させます。

これら軽量基礎底板の特性は、当町における合併処理浄化槽の普及促進に寄与するものと考え、御代田町合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付対象事業における軽量基礎底板の使用について、下記条件をもって認めることとします。

記

- (1) 御代田町合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第 5 号）に以下の書類を添付すること。
 - ① 使用する軽量基礎底板の「製品仕様書」
 - ② " 「構造計算書」
- (2) 添付する工事写真に以下の写真を追加すること。
 - ① 軽量基礎底板の全体写真（寸法が確認できるようスケール等の機材を併せて写す）
 - ② 製品名又は型番の印字箇所（判読可能な距離で撮影する）
 - ③ 軽量基礎底板の据付状況（水平が確認できるよう水準器等の機材を併せて写す）

以上